

Ⅲ 児童相談所 業務報告 (令和4年度統計)

- 1 相談業務
 - (1) 相談受付状況
 - (2) 相談種類別状況
- 2 判定業務
- 3 一時保護業務
- 4 措置業務 (施設入所・里親委託等)

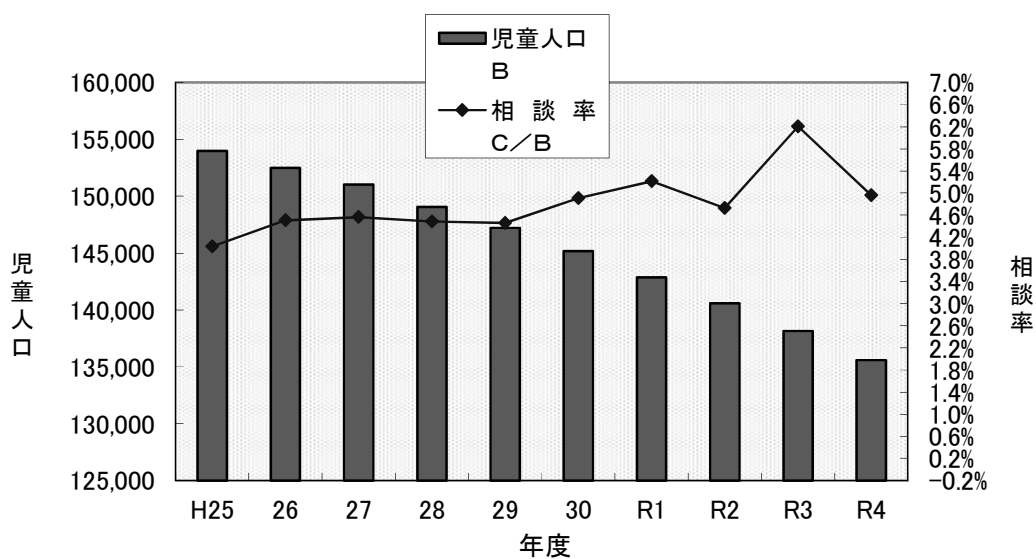
1 相談業務

(1) 相談受付状況

ア 児童人口と受付件数の推移

年 度	総 人 口 A	児童人口 B	児童人口 の構成率 B/A	受付件数 C	相 談 率 C/B
H25	982,320	153,972	15.7%	6,212	4.0%
H26	977,457	152,501	15.6%	6,876	4.5%
H27	972,192	151,027	15.5%	6,898	4.6%
H28	967,149	149,052	15.4%	6,687	4.5%
H29	961,552	147,209	15.3%	6,569	4.5%
H30	956,501	145,164	15.2%	7,121	4.9%
R 1	951,047	142,874	15.0%	7,450	5.2%
R 2	945,453	140,584	14.9%	6,649	4.7%
R 3	937,975	138,161	14.7%	8,572	6.2%
R 4	930,567	135,582	14.6%	6,725	5.0%

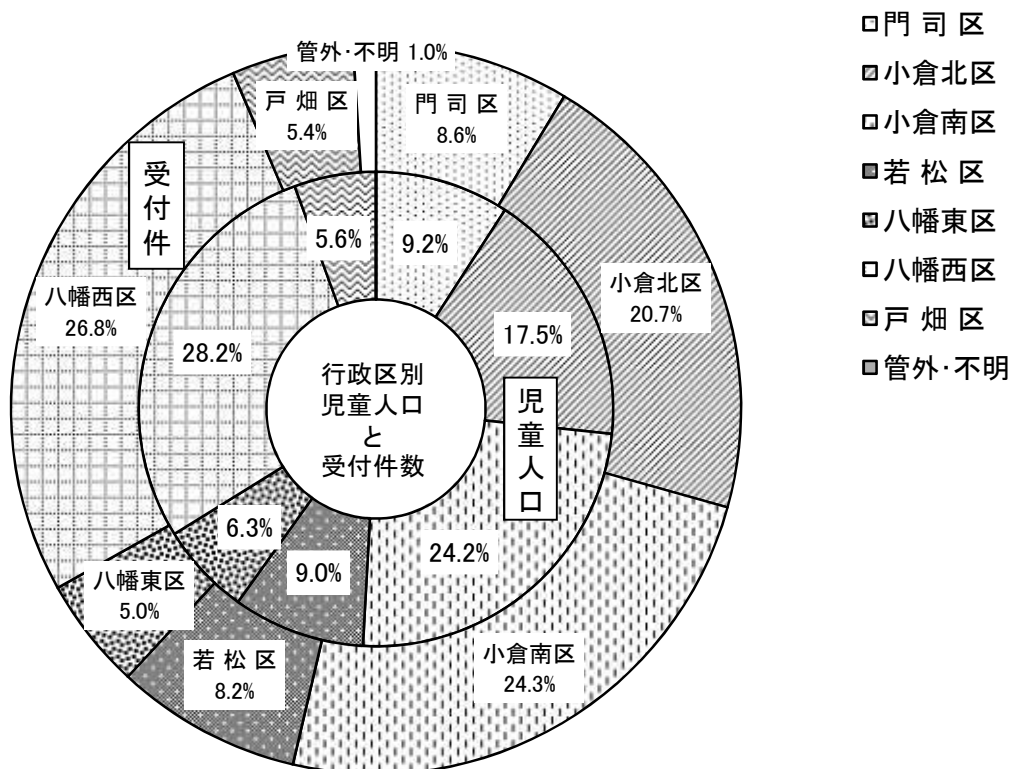
注) 人口は、「住民基本台帳」(各年9月30日現在)による



イ 行政区別児童人口と受付件数

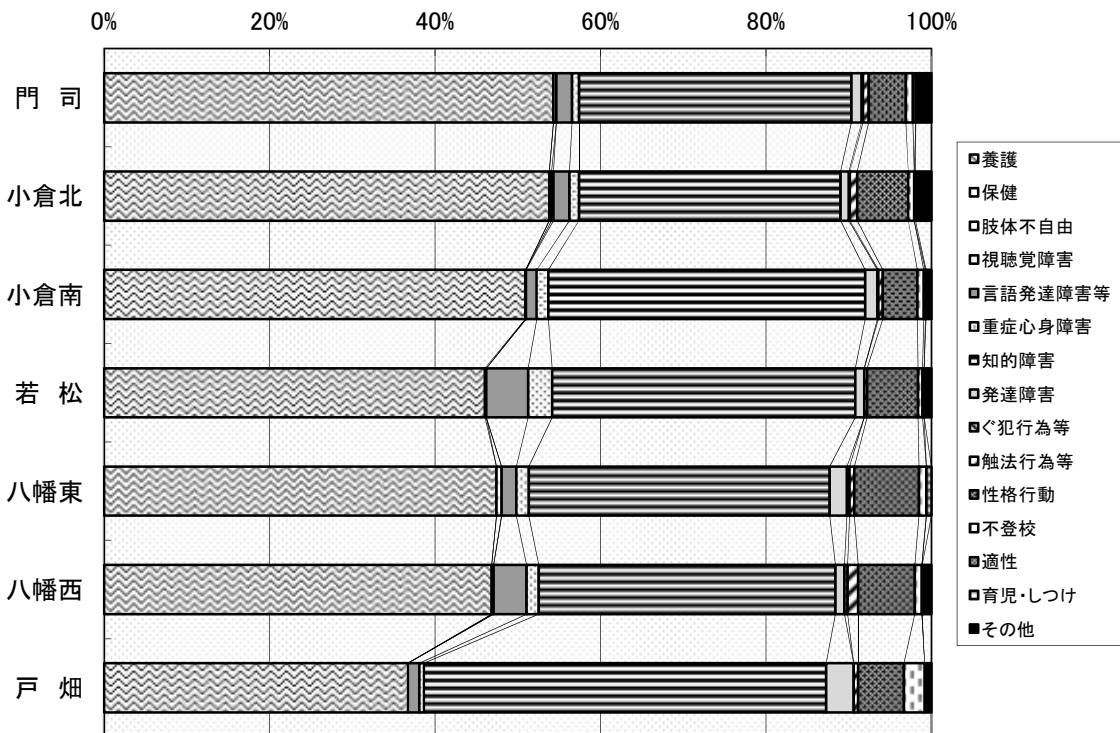
区 分	総人口 A	児童人口 B	構 成 比 B/A	受付件数 C	相 談 率 C/B
北九州市	930,567	135,582	14.6 %	6,725	5.0 %
門 司 区	93,928	12,417	13.2 %	580	4.7 %
小倉北区	179,258	23,746	13.2 %	1,393	5.9 %
小倉南区	207,715	32,811	15.8 %	1,636	5.0 %
若 松 区	80,663	12,220	15.1 %	554	4.5 %
八幡東区	64,097	8,518	13.3 %	333	3.9 %
八幡西区	248,969	38,313	15.4 %	1,799	4.7 %
戸 畑 区	55,937	7,553	13.5 %	362	4.8 %
管外・不明	—	—	—	68	—

注) 人口は、「住民基本台帳」(令和4年9月30日現在)による



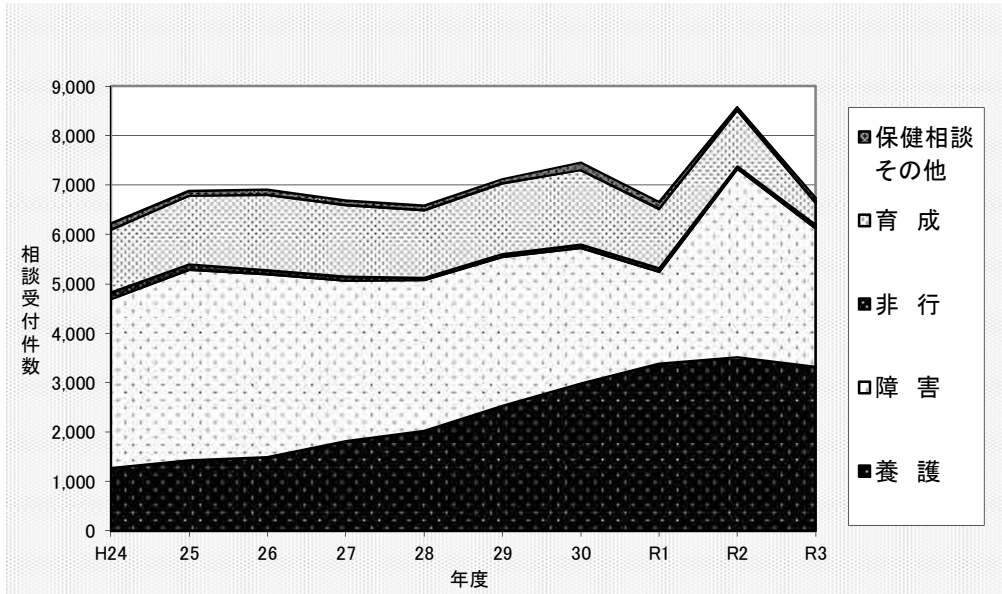
ウ 行政区別相談種類別受付件数

区 分	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑	管 外	不 明	合 計
養 護	315	749	834	255	158	843	133	25	0	3,312
保 健	0	0	0	1	0	0	0	0	3	4
肢 体 不 自 由	2	4	1	0	2	4	0	0	0	13
視 聴 覚 障 害	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
言 語 発 達 障 害 等	11	27	21	28	6	72	5	2	0	172
重 症 心 身 障 害	5	16	23	16	5	26	2	0	0	93
知 的 障 害	191	440	627	203	121	645	176	22	0	2,425
発 達 障 害	7	14	24	6	7	20	12	0	0	90
ぐ 犯 行 為 等	1	2	2	0	1	7	0	3	0	16
触 法 行 為 等	4	12	9	2	2	23	2	2	0	56
性 格 行 動	26	86	68	34	26	123	20	2	0	385
不 登 校	5	10	13	3	3	15	9	0	1	59
適 性	2	0	3	1	0	0	0	0	0	6
育 児 ・ し つ け	0	2	1	0	2	1	0	0	0	6
そ の 他	11	27	11	5	0	20	3	8	0	85
合 計	580	1,392	1,637	554	333	1,799	362	64	4	6,725



工 相談種類別受付件数の推移

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
養 護	1,272	1,419	1,495	1,812	2,019	2,526	2,989	3,379	3,513	3,315
虐 待 (内数)	380	439	590	896	1,115	1,455	2,057	2,331	2,332	2,481
%	20%	21%	22%	27%	31%	35%	40%	51%	41%	49%
障 害	3,407	3,867	3,691	3,246	3,048	3,017	2,735	1,861	3,808	2,796
%	55%	56%	54%	49%	46%	42%	37%	28%	44%	42%
非 行	135	109	82	78	52	54	63	67	54	72
%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
育 成	1,275	1,389	1,533	1,455	1,366	1,433	1,507	1,206	1,140	456
不登校 (内数)	338	320	314	340	355	427	425	320	296	59
%	21%	20%	22%	22%	21%	20%	20%	18%	13%	7%
保健相談 その他	123	92	97	96	84	91	156	136	57	86
%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	1%	1%
計	6,212	6,876	6,898	6,687	6,569	7,121	7,450	6,649	8,572	6,725
%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

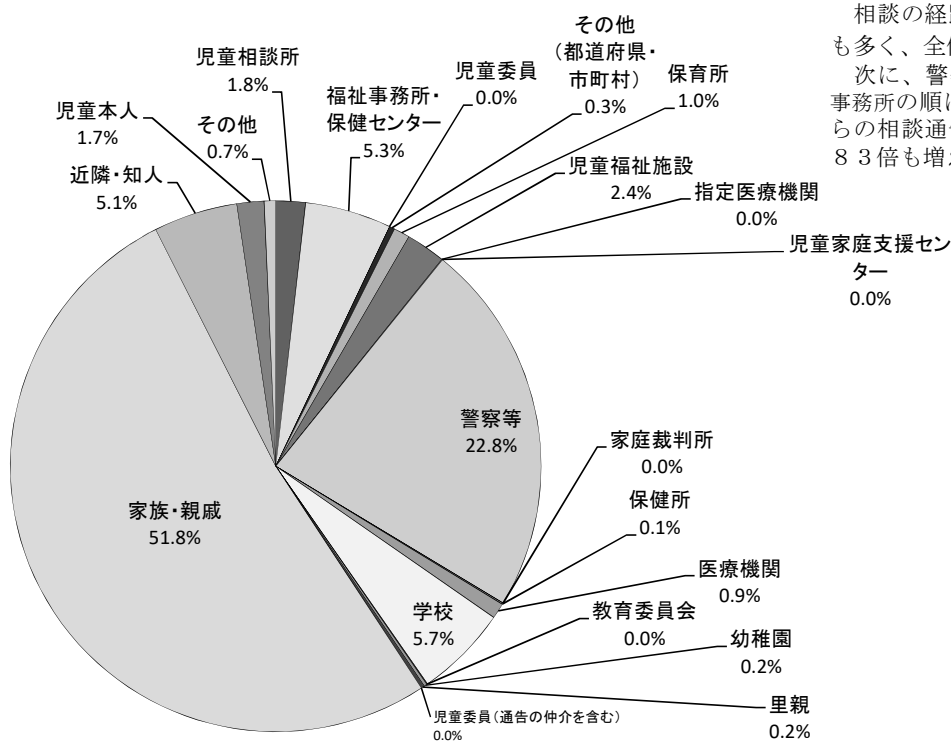


※障害相談件数の増加について、障害相談には療育手帳取得にかかる判定件数が含まれており、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度に療育手帳再判定期限を1年延期したことに起因するものである。

才 相談経路別受付件数

年度・性別	児童相談所		福祉事務所		保健センター		児童委員	その他		児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む)児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	(再掲)			
	都道府県・政令市	市町村	都道府県・政令市	市町村	都道府県・政令市	市町村		都道府県・政令市	市町村	保育所	児童福祉施設	指定医療機関				保健所	医療機関	学校	教育委員会等	幼稚園								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
H30	64	250	0	11	0	3	7	5	120	152	0	0	837	2	0	86	503	9	14	7	3	4,453	346	214	34	7,121	1	5	195	1,019	
R1	98	283	0	13	0	7	3	2	98	134	0	0	1,240	1	0	77	562	2	28	20	0	4,203	416	205	58	7,450	4	6	185	1,012	
R2	117	285	0	15	0	0	3	4	104	125	0	0	1,471	3	1	29	552	8	30	22	0	3,201	401	206	72	6,649	4	2	168	865	
R3	81	324	0	26	0	1	2	4	111	168	0	0	1,411	2	3	86	486	4	18	11	0	5,158	422	175	79	8,572	3	5	191	776	
R4	121	323	7	24	0	0	21	1	66	161	0	3	1,534	1	5	63	381	3	13	13	0	3,483	344	111	47	6,725	3	5	192	776	
男	70	209	3	10	0	0	11	0	33	98	0	2	807	1	3	40	174	3	3	10	0	2,297	178	40	24	4,016	1	3	134	416	
女	51	114	4	14	0	0	10	1	33	63	0	1	727	0	2	23	207	0	10	3	0	1,186	166	71	23	2,709	2	2	57	360	

※ 電話相談は、24時間子ども相談ホットラインの相談件数（年齢・性別等不明な相談及び相談以外の電話を除く。）を計上している。

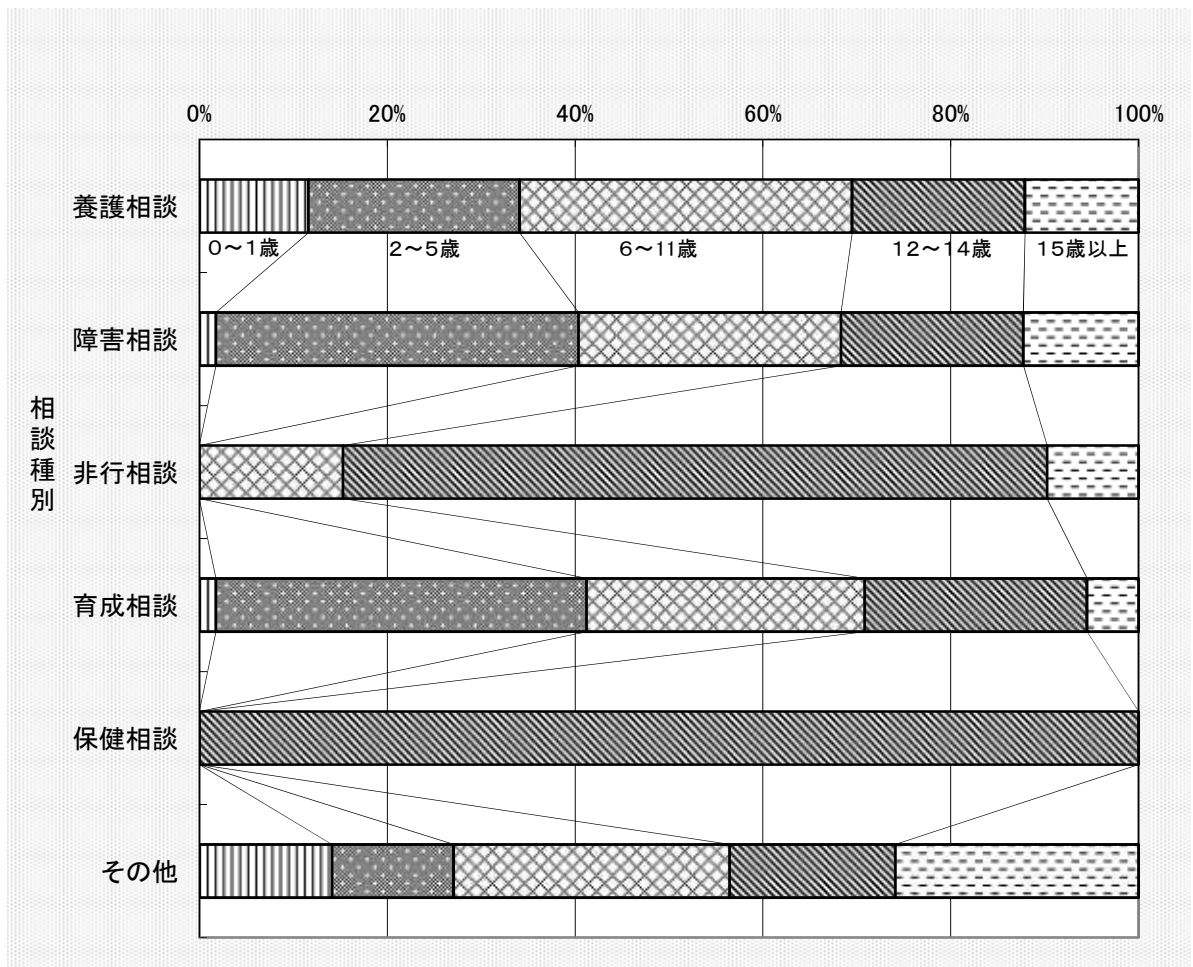


相談の経路別では、家族・親戚からが最も多く、全体の51.8%を占めている。次に、警察等、学校、近隣・知人、福祉事務所の順になっている。その中で警察からの相談通告は平成30年度に比して1.83倍も増えている。

※数値は、小数点以下第二位を四捨五入。
受付件数が少ない相談経路については、0%表示をしているものもあり。

力 年齢別受付件数

区 分	総 数	0～1歳	2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
総 数	6,725 100.0%	454 6.8%	2,016 29.9%	2,126 31.6%	1,331 19.8%	798 11.9%
養護相談	3,315 100.0%	385 11.6%	745 22.5%	1,174 35.4%	610 18.4%	401 12.1%
障害相談	2,796 100.0%	49 1.8%	1,080 38.6%	781 27.9%	543 19.4%	343 12.3%
非行相談	72 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 15.3%	54 75.0%	7 9.7%
育成相談	456 100.0%	8 1.8%	180 39.4%	135 29.6%	108 23.7%	25 5.5%
保健相談	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%
その他	85 100.0%	12 14.1%	11 12.9%	25 29.4%	15 17.7%	22 25.9%
不登校相談 (再掲)	59 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 37.3%	29 49.1%	8 13.6%



キ 市内児童養護施設（7施設）の入所児童の状況

【市内児童養護施設 男女別年齢別児童数】

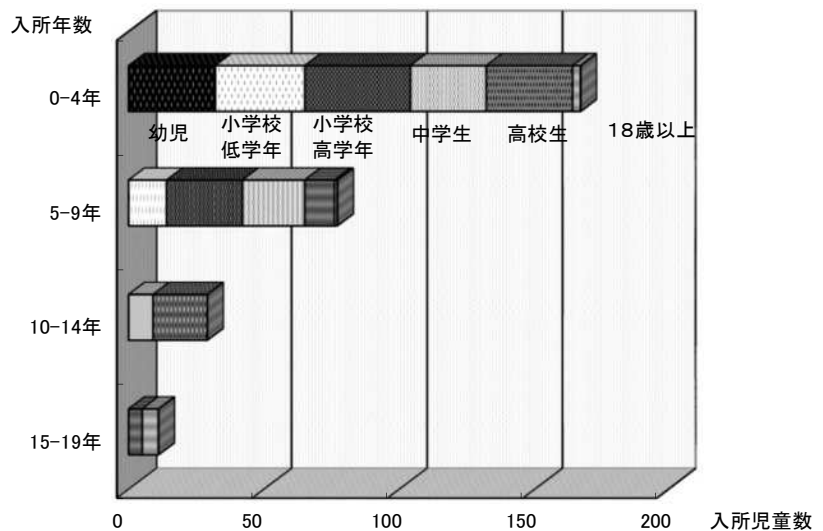
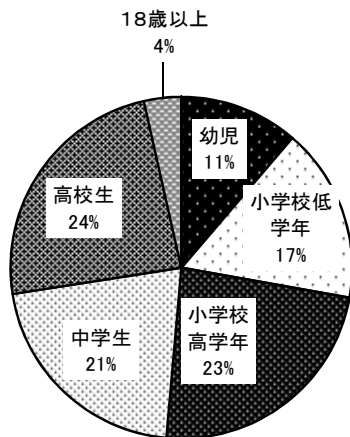
(令和5年4月1日現在)

年齢・性別	幼児					小学校低学年			小学校高学年			中学生			高校生			18歳以上			計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		21
男	0	1	1	6	6	6	8	9	6	12	16	9	10	14	9	15	11	3	3	0	0	145
女	0	3	3	5	7	7	7	10	10	9	14	6	17	4	14	7	12	3	1	0	0	139
計	0	4	4	11	13	13	15	19	16	21	30	15	27	18	23	22	23	6	4	0	0	284
	32					47			67			60			68			10				

【市内児童養護施設 年齢別入所年数別児童数】

(令和5年4月1日現在)

年齢・入所年数	幼児					小学校低学年			小学校高学年			中学生			高校生			18歳以上			計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		21
0-4年	0	4	4	11	13	13	12	8	7	15	17	10	12	6	12	9	11	2	1	0	0	167
5-9年						0	3	11	9	6	13	5	10	8	4	4	3	0	1	0	0	77
10-14年											0	0	5	4	7	9	4	0	0	0	0	29
15-19年																0	5	4	2	0	0	11
計	0	4	4	11	13	13	15	19	16	21	30	15	27	18	23	22	23	6	4	0	0	284
	32					47			67			60			68			10				



市内児童養護施設(7施設)の令和5年4月1日現在の入所児童について、男女別・年齢別・入所年数別に内訳をみると、男女別では男子が51.1%を占めており、年齢別では、幼児・小学校低学年・高学年・中学生・高校生に分類すると、小学校高学年・中学生・高校生が多い。入所年数は、5年未満(0-4年)の者が最も多く、全体の半数以上(58.8%)となっている。

(2) 相談種類別状況

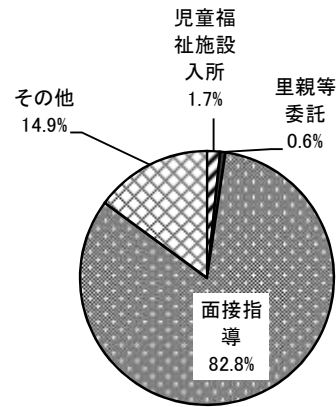
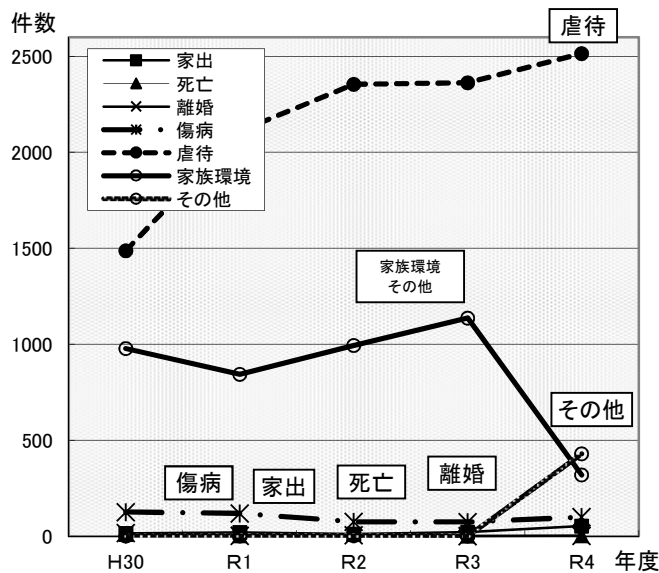
ア 養護相談

保護者の病気・死亡・家出・離婚・服役等のため、家庭での養育が困難になった児童、被虐待児・放任されている児童等家庭養育環境上問題がある児童、迷子等適当な養育者がいない児童等に関する相談（平成13年度から捨子・置き去り児等棄児は、被虐待児として分類されている）。

【養護相談の理由別対応件数】

年度・ 処理別	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
H30	15	8	17	126	1,487	977	0	2,630
R1	20	3	3	119	2,110	843	0	3,098
R2	12	9	6	75	2,355	994	3	3,454
R3	21	0	1	74	2,363	1,137	0	3,596
R4	53	2	3	99	2,515	319	429	3,420
児童福祉 施設入所	3	0	0	8	11	22	13	57
里親等委託	2	1	0	2	2	6	9	22
面接指導	48	1	3	89	2,004	286	400	2,831
その他	0	0	0	0	498	5	7	510

※令和4年度より新システムの導入に伴い、「家族環境（その他）」と「その他」を分けて分類できるようになった。



「養護相談」の対応件数は3,420件で、昨年より4.9%減少している。相談の理由としては「虐待」が最も多く、「養護相談」全体の73.5%を占めている。次いで「その他」となっている。

相談の処理としては、助言指導・継続指導・他機関あっせん等の「面接指導」が82.8%、児童福祉司指導等を含む「その他」の対応が14.9%、「児童福祉施設に入所」が1.7%、「里親等委託」が0.6%であった。

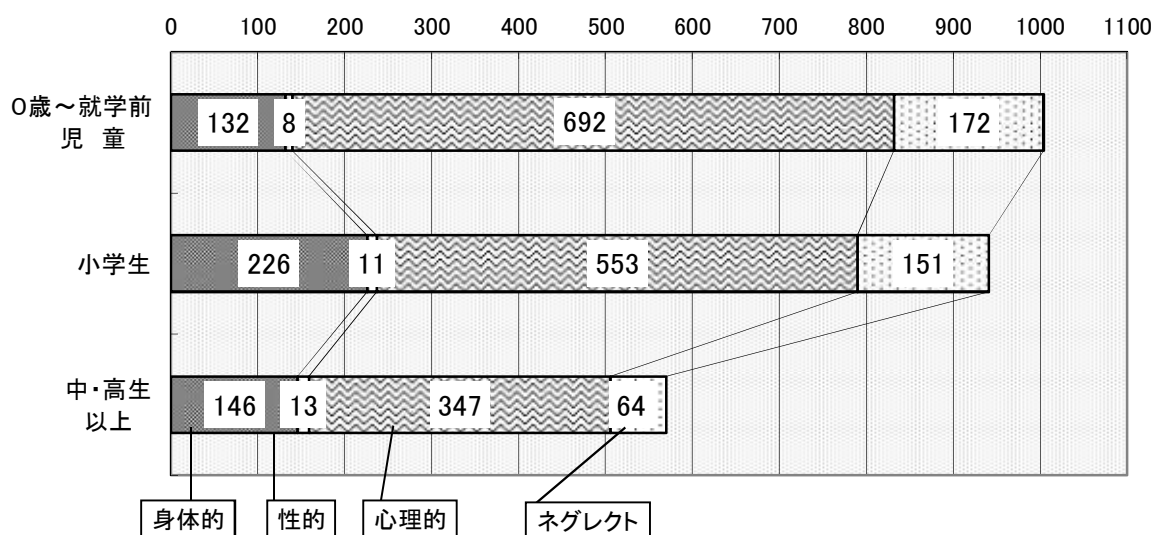
児童虐待

【児童虐待相談対応件数の推移】

年度	件数	養護相談中		全相談中		児童1万人中	
		割合	養護相談	割合	相談件数	人数	児童人口
H30	1,487	56.5%	2,630	20.5%	7,243	102.44人	145,164
R1	2,110	68.1%	3,098	27.8%	7,577	147.68人	142,874
R2	2,355	68.2%	3,454	34.9%	6,743	167.52人	140,584
R3	2,363	65.7%	3,596	27.3%	8,668	171.03人	138,161
R4	2,515	73.5%	3,420	36.7%	6,862	185.50人	135,582

【年齢別・相談種別対応件数】

年齢区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0歳～就学前児童	132	8	692	172	1,004
小学生	226	11	553	151	941
中・高生以上	146	13	347	64	570
計	504	32	1,592	387	2,515



児童虐待相談対応件数は平成30年度1,487件から増加傾向にあり、令和4年度は2,515件だった。年齢別では「0歳から就学前」の乳幼児が全体の39.9%、「小学生」が全体の37.4%となっている。

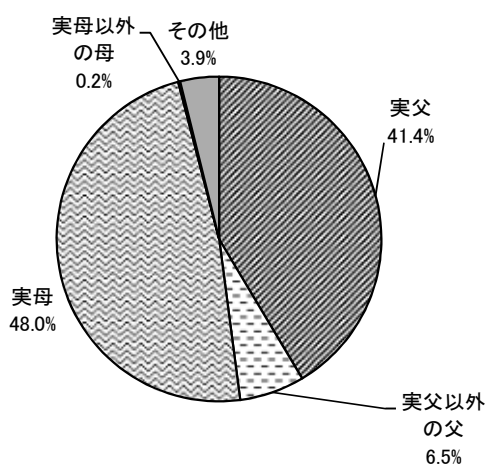
相談種別によると、「心理的虐待」63.3%、「身体的虐待」20.0%、「ネグレクト」15.4%と続き、「性的虐待」1.3%であった。

【経路別件数の推移】

年度	福祉事務所		保健センター	その他		児童委員	児童福祉施設・指定医療機関	認定こども園	警察等	支援センター 児童家庭	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	都道府県・政令市	市町村		都道府県・政令市	市町村																
H30	64					5	101	1	691	0	0	0	47	234	0	79	39	178	20	28	1,487
R1	69					0	91	0	1076	0	0	0	54	314	0	101	59	298	23	25	2,110
R2	105					0	89	2	1,238	0	0	0	22	362	4	147	41	288	23	34	2,355
R3	72					0	115	11	1,238	0	0	2	66	289	0	190	21	307	24	28	2,363
R4	96					0	94	7	1,360	0	0	5	53	330	2	144	72	278	59	15	2,515

【主な虐待者別件数】

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
1,042	163	1,208	5	97	2,515

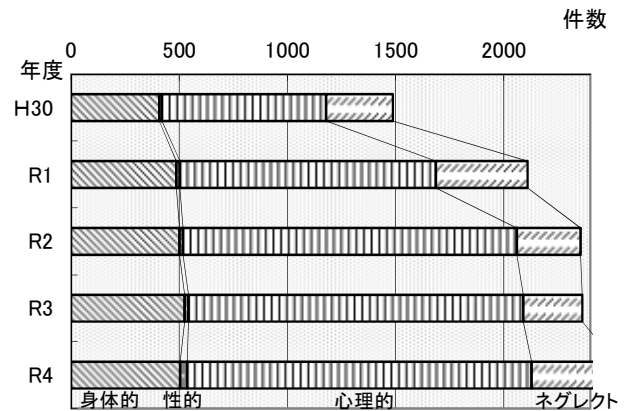


経路別では、「警察等」からの相談が54.0%と最も多く、次いで「学校等」(13.1%)、「近隣・知人」(11.1%)となっている。

主な虐待者別では、「実母」(48.0%)、「実父」(41.4%)が大半を占めている。

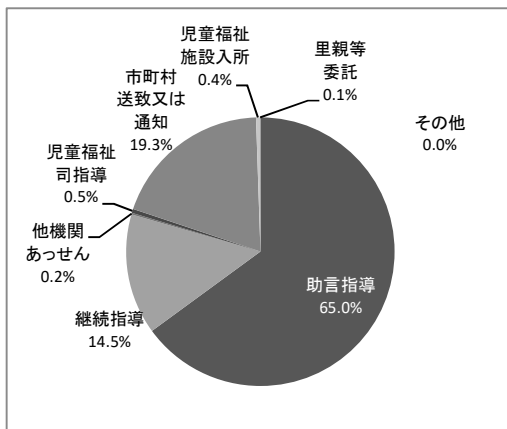
【相談種別件数の推移】

年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H30	407	12	760	308	1,487
R1	486	17	1,183	424	2,110
R2	501	16	1,543	295	2,355
R3	524	18	1,548	273	2,363
R4	504	32	1,592	387	2,515



【対応種別件数の推移】

年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村送致又は通知	児童福祉施設入所	里親委託	その他	計	一時保護(内数)
H30	1,034	396	3	2	18	29	5	0	1,487	223
R1	1,568	350	7	3	132	38	11	1	2,110	263
R2	1,643	288	6	0	393	21	4	0	2,355	203
R3	1,496	416	2	8	416	21	4	0	2,355	195
R4	1,634	365	5	12	486	11	2	0	2,515	220



相談種別では、前年度に比べ「身体的」虐待が20件減少し、「心理的」虐待が44件増加している。

対応種別では、前年度に比べ「助言指導」が138件増加した。「児童福祉施設入所」は前年度に比べ10件減少し、児童虐待相談対応件数全体の0.4%であった。

また、児童虐待に伴う一時保護は25件増加した。(一時保護の件数について、一時保護委託を含めた数。)

【法的権限行使状況】

	請求	承認
立入調査		1
警察官の同行		1
臨検・捜索		1
親権喪失宣告の請求	0	0
親権停止の請求	0	0
後見人選任の請求	0	0
後見人解任の請求	0	0

イ 障害相談

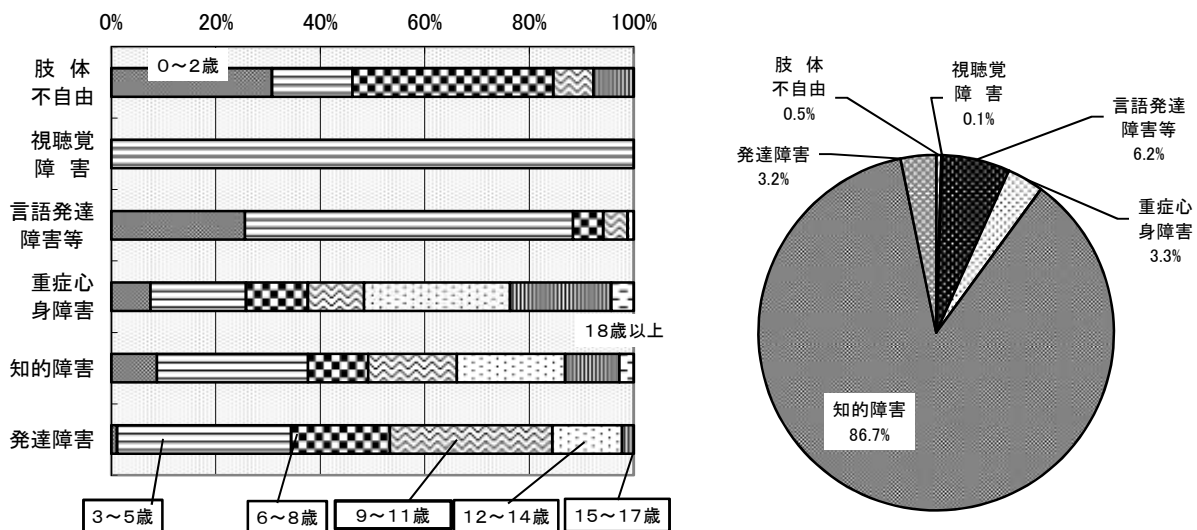
心身に障害のある児童に関する相談で、療育手帳等各種福祉制度にかかわる判定や証明、施設入所・通所等の相談、家庭での療育相談等が主な内容となっている。

【年度別件数の推移】

年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
H30	38	2	249	110	2,366	252	3,017
R01	22	1	242	108	2,146	216	2,735
R02	24	1	181	70	1,445	140	1,861
R03	20	0	247	91	3,217	233	3,808
R04	13	3	172	93	2,425	90	2,796

【障害別・年齢別相談件数】

区分	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
0～2歳	4	0	44	7	212	1	268
3～5歳	2	3	108	17	701	30	861
6～8歳	5	0	10	11	279	17	322
9～11歳	1	0	8	10	412	28	459
12～14歳	0	0	2	26	503	12	543
15～17歳	1	0	0	18	252	2	273
18歳以上	0	0	0	4	66	0	70
計	13	3	172	93	2,425	90	2,796



障害の種類別では、療育手帳の判定及び児童発達支援センターの利用に関する相談、障害児保育に関する相談が多くを占める「知的障害相談」が障害相談全体の86.8%と最も多くなっている。

年齢別に見ると、就学前の相談が40.4%を占め、その中で「知的障害」と「言語発達障害等」の相談が94.3%を占めている。

ウ 非行相談

非行相談は、家出、不良交友等の行為に関する『ぐ犯行為相談(注1)』と窃盗や暴行傷害等、法に触れる行為に関する『触法行為相談』の二種類に分類される。

さらに「触法行為相談」において、「14歳未満」の少年は『触法少年』、「14歳以上20歳未満」の少年は『犯罪少年』に分類される。

※(注1)～「将来に罪を犯す可能性がある行為」の意

【年度別相談件数の推移】

	ぐ犯	触法
H30	12	42
R01	13	50
R02	16	51
R03	4	50
R04	16	56

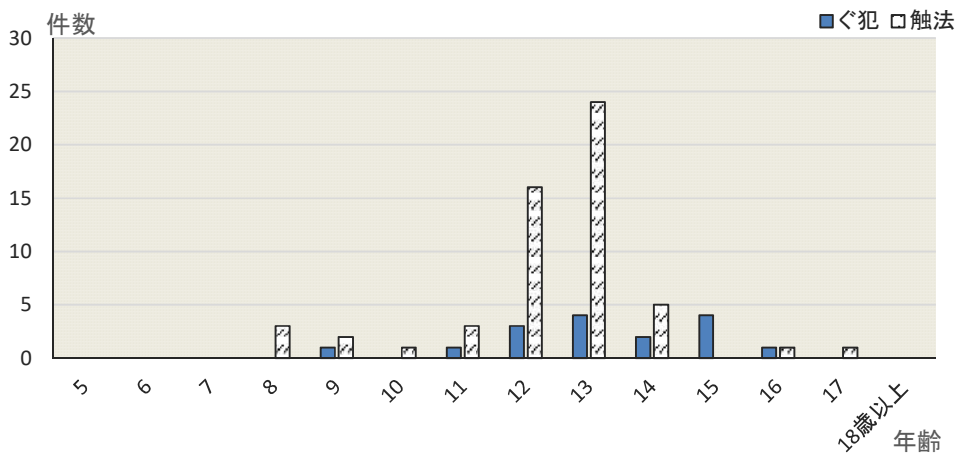
【R4年度 年齢別相談件数】

年齢	ぐ犯	触法	計
5	0	0	0
6	0	0	0
7	0	0	0
8	0	3	3
9	1	2	3
10	0	1	1
11	1	3	4
12	3	16	19
13	4	24	28
14	2	5	7
15	4	0	4
16	1	1	2
17	0	1	1
18歳以上	0	0	0
合計	16	56	72

相談件数について、ぐ犯、触法ともに前年度より増加している。

また、年齢別では、13歳の相談件数が38%を占め、最も多くなっている。

年齢別相談件数



工 育成相談

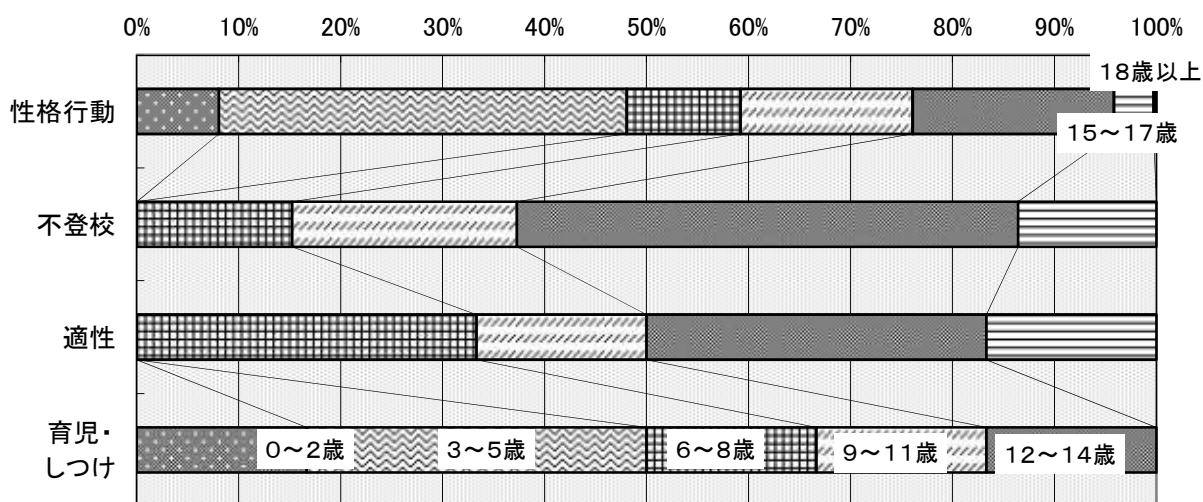
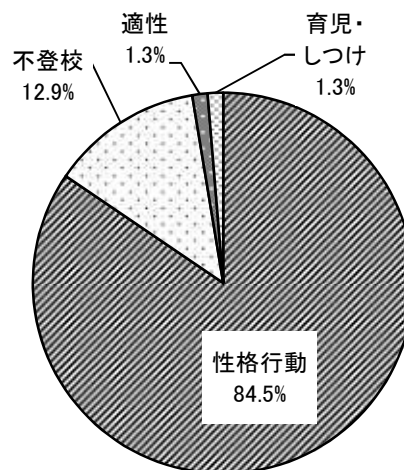
児童の性格上の問題や、学校・家庭での不適応に関する相談。人格の発達上問題となる反抗・落ち着きのなさ・内気・緘黙・不活発・家庭内暴力等の「性格行動相談」、学校・幼稚園・保育所等に在籍中で登校(園)していない状態の「不登校相談」、進学適性・就業適性・学業不振等に関する「適性相談」、家庭内における幼児のしつけ・児童の性教育・遊び等に関する「育児・しつけ相談」がある。

【年度別件数の推移】

	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
H30	710	427	43	253	1,433
R01	800	425	33	249	1,507
R02	637	320	13	236	1,206
R03	683	296	9	152	1,140
R04	385	59	6	6	456

【R4年度 年齢別相談件数】

区 分	性格行動	不登校	適性	し 育 つ 児 け ・	計
0～2歳	31	0	0	1	32
3～5歳	154	0	0	2	156
6～8歳	43	9	2	1	55
9～11歳	65	13	1	1	80
12～14歳	76	29	2	1	108
15～17歳	15	8	1	0	24
18歳以上	1	0	0	0	1
計	385	59	6	6	456



年齢別の特徴は「不登校相談」では、12～14歳の相談が49.2%、9～11歳の相談が22.0%で合わせて71.2%となっている。逆に「育児・しつけ相談」は、0～11歳が83.3%を占めている。

2 判定業務

(1) 業務内容

- ア. 心理診断面接、心理検査等によって児童・保護者等に対し心理診断を行うこと
- イ. 児童・保護者・関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと
- ウ. 判定に基づく援助指針の立案
- エ. 療育手帳の判定及び各種証明書の発行
- オ. 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導
- カ. 障害児保育連絡票の交付
- キ. 児童発達支援センターの利用調整
- ク. 関係機関等に対し必要に応じ児童福祉の観点から助言、指導を行うこと
- ケ. その他の業務
 - (ア) ペアレント・トレーニング事業
 - 家族再統合コース
 - 養育不安コース（こっこルーム）
 - (イ) 被虐待児心の回復支援事業（セカンドステッププログラムの実施）
 - (ウ) 児童養護施設心理士との連絡協議会の開催

(2) 判定に伴う心理検査

- ア. 知能検査：田中ビネー知能検査V、WISC-IV、WAIS-IIIなど
- イ. 発達検査：遠城寺式・乳幼児分析的発達検査法、津守式乳幼児精神発達診断法など
- ウ. 人格検査：描画テスト、P-F スタディ、SCT、ロールシャッハテストなど
- エ. その他の検査：FDT 親子関係診断検査など

(3) 心理療法

- ア. カウンセリング
- イ. 遊戯療法
- ウ. 箱庭療法
- エ. 絵画療法
- オ. 家族療法
- カ. 認知行動療法など

(4) 医学診断・心理診断・心理療法・カウンセリング等件数

年 度 ・ 区 分	医学診断指導		心 理 診 断 指 導					心理療法・ カウンセリング等	
	診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	医 師	児 童 心 理 司 等
H30	0	0	1,275	570	165	46	4,626	81	2,658
R1	0	0	1,179	497	115	34	4,176	73	2,963
R2	0	0	796	304	39	8	2,723	64	1,013
R3	0	0	1,398	528	29	9	4,782	65	731
R4	0	0	1,271	519	73	15	4,273	66	1,055
児 童	0	0	1,271	519	73	15	1,547	41	869
保 護 者	0	0	0	0	0	0	2,240	24	158
そ の 他	0	0	0	0	0	0	486	1	28

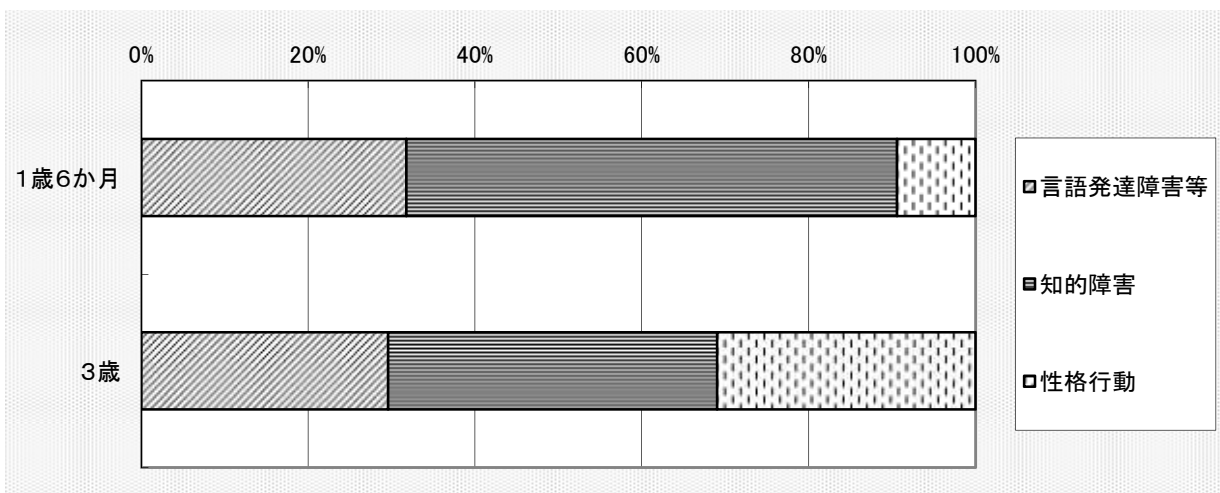
※「その他」は、「保護者以外の児童の関係者」であり、具体的には、祖父母・伯(叔)父・伯(叔)母・学校・幼稚園・警察・医療機関等が対象となる。

※令和2、3年度の「心理療法・カウンセリング等」の件数は、新型コロナウイルス感染症拡大により対面の方法で行う心理療法等の実施が難しくなったため減少した。

(5) 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導

子ども総合センターから毎月1回各区(八幡西区は月2回)に出張して実施している。(年間 96回)

区分	相談種別										結果					計	
	児童虐待相談	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	知的障害	発達障害	性格行動	適性	育児・しつけ	その他の	助言指導	保健所指導	病院等紹介	児童福祉施設等紹介		子ども総合センター指示
1歳6か月	0	0	0	0	27	50	0	8	0	0	0	19	7	45	14	0	85
3歳	0	0	0	0	21	28	0	22	0	0	0	14	0	37	20	0	71
計	0	0	0	0	48	78	0	30	0	0	0	33	7	82	34	0	156



(6) 療育手帳の判定

療育手帳の再判定期限は概ね2年で、年齢により時期を伸縮しているため、年度によって判定件数に波がある。

令和3年度の判定件数は、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度に療育手帳再判定期限を1年延期したため増加した。

年度	A1	A2	A3	B1	B2	非該当	計	内新規
H30	80	103	9	156	417	53	818	318
R1	70	83	13	143	382	65	756	280
R2	28	42	6	79	274	20	449	297
R3	106	138	14	209	528	89	1,084	368
R4	74	102	10	163	462	44	855	361

3 一時保護業務

(1) 一時保護業務

【 目的と根拠法令 】

児童相談所が行う子どもの一時保護は、児童福祉法に基づき、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われる。法的には、一時保護は、法第33条の規定に基づき、児童相談所長が必要と認める場合には、子どもを一時保護所に一時保護し、又は、警察署、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適当な者に一時保護委託することができる。一時保護は行政処分として行われる。

【 一時保護の機能 】

一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメント保護である。これらは、あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不相当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

【 入所枠（定員） 】

定員は40名である。

【 年齢（入所対象児童） 】

原則として2歳以上18歳未満で、一時保護所での生活が可能な子どもであり、かつ常時医療的ケアを必要としない子ども。2歳未満の子どもについては、乳児院へ一時保護委託する等の方法で取り扱う。

(2) 一時保護所の日課

日課 (平日)	時刻	日課 (土・日曜日・祝祭日)
起床 (着替え・洗面・布団整理) 掃除	7:00	起床 (着替え・洗面・布団整理) 掃除
朝食	7:50	朝食
自由時間	8:30	自由時間
ラジオ体操	9:35	ラジオ体操
学習① (学齢児のみ)	9:50	環境整備 (土曜日のみ) 日・祝日は自由時間
おやつ (幼児のみ)	10:00	おやつ (幼児のみ)
休憩 幼児は別メニューにて保育	10:35	休憩 幼児は別メニューにて保育
学習② (学齢児のみ)	10:45	ミーティング (土曜日のみ) 日・祝日は自由時間
自由時間	11:30	自由時間
昼食	12:00	昼食
自由時間	12:30	自由時間
所外(内)活動 (近隣公園等にウォーキング)	13:00	自由時間
おやつ	15:00	おやつ
掃除	15:30	掃除
自由時間	16:00	自由時間
夕食	18:00	夕食
自由時間・入浴	18:30	自由時間・入浴
日記 (学齢児のみ) *幼児・小学生は就床	21:00	日記 (学齢児のみ) *幼児・小学生は就床
中学生以上就床・消灯	22:00	中学生以上就床・消灯

(3) 所外活動

一時保護所の生活は、短期間であったとしても単調な日課の繰り返しになりやすい側面がある。そこで、日常生活に変化を持たせるためにも、平日の午後、所外活動を実施している。所外行事や社会見学等は、児童が自然や文化に触れながら集団の決まりや集団内での役割を自覚し、公衆道徳等の社会体験を積む機会となる。また、平常とは違った児童の様子が見られるため、行動観察のよい機会となる。

所外活動場所 (例)

1. 公園 夜宮・都島展望・浅生・大橋
2. 図書館 戸畑・若松
3. 施設見学 いのちのたび博物館・ニッスイパイオニア館
4. その他 若松えびす神社・飛幡神社・菅原神社・若戸大橋・高塔山

(4) 一時保護の実施状況

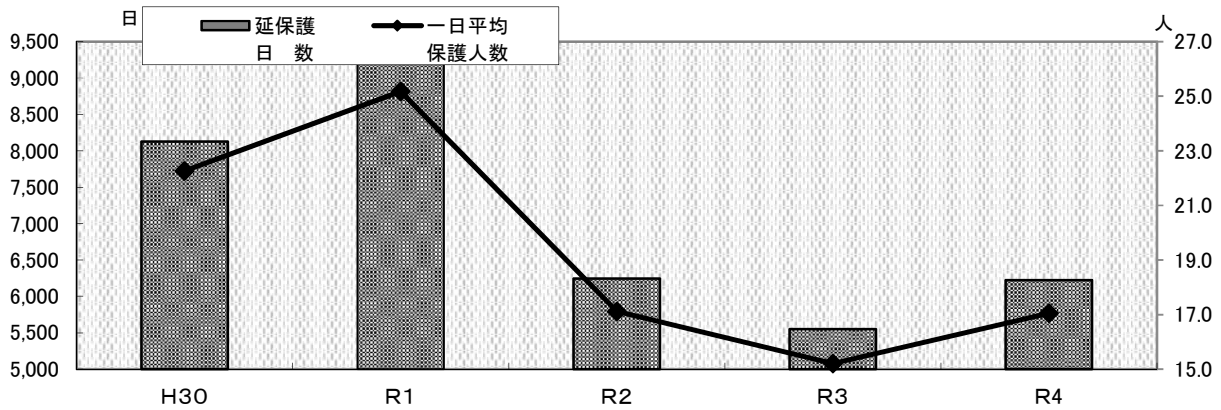
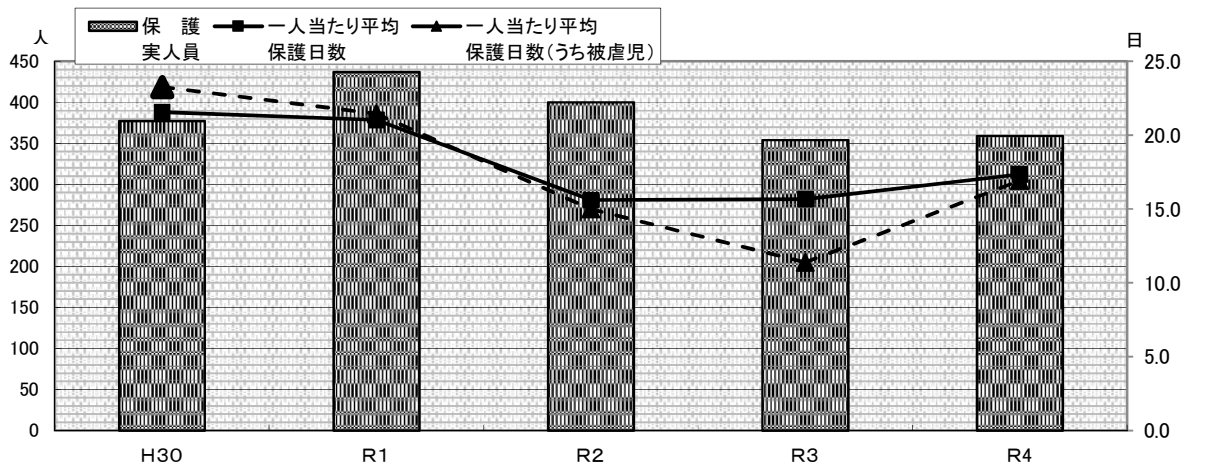
【一時保護の推移(年度内退所分)】

年度	保護 実人員	延保護 日数	一日平均 保護人数	一人当たり平均 保護日数
H30	377	8,128	22.3	21.6
R1	437	9,191	25.2	21.0
R2	400	6,246	17.1	15.6
R3	354	5,550	15.2	15.7
R4	359	6,223	17.0	17.3

(うち被虐待児)

保護 実人員	延保護 日数	一日平均 保護人数	一人当たり平均 保護日数
154	3,583	9.8	23.3
187	4,011	11.0	21.4
153	2,294	6.3	15.0
133	1,515	4.2	11.4
161	2,725	7.5	16.9

- ・保護実人員とは、当該年度内に退所した児童数
- ・延保護日数とは、当該年度内に退所した児童の滞在延日数
- ・一日平均保護人数とは、延保護日数／365
- ・一人当たり平均保護日数とは、延保護日数／保護実人員

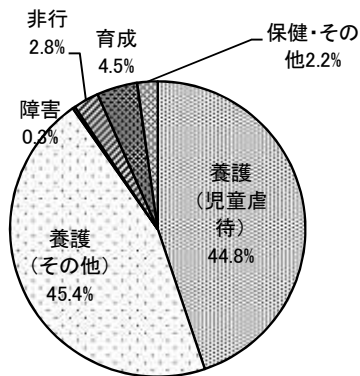


令和4年度の一時保護実人員は、359人と昨年からはほぼ変わらない。一人当たりの平均保護日数は、17.3日と昨年からは微増している。

なお、令和4年度の一時保護実人員のうち、被虐待児は161人、一人当たりの平均保護日数は16.9日で、昨年より増加している。

【一時保護状況(相談の種類別・年齢別)】

種類	前年度末 継続保護 (a)	受 付 (年 度 中)				小計 (b)	年度末 継続保護 (c)	合計 (a)+(b)- (c)	相談受付 件 数	一時保護率
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上					
養 護 (児童虐待)	4	26	68	53	16	163	6	161	2,481	6.5%
養 護 (その他)	9	27	29	59	45	160	6	163	834	19.5%
障 害	0	0	0	0	1	1	0	1	2,796	0.0%
非 行	0	0	2	7	3	12	2	10	72	13.9%
育 成	2	0	3	6	7	16	2	16	456	3.5%
保健・その他	1	0	0	2	5	7	0	8	86	9.3%
計	16	53	102	127	77	359	16	359	6,725	5.3%



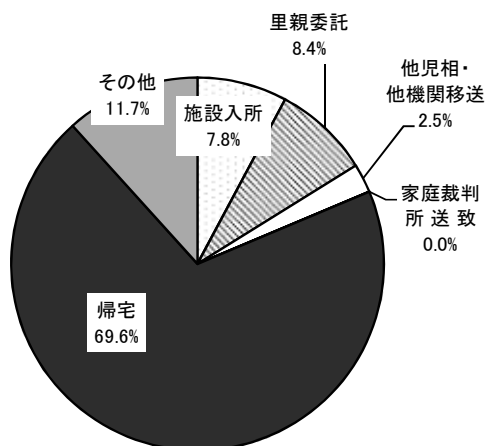
359件の一時保護の内訳は、虐待を含む「養護相談」が324件で、一時保護全体の90.2%を占めている。それ以外は、「育成相談」16件(4.5%)、「非行相談」10件(2.8%)であり、「保健・その他」は8件(2.2%)件、及び「障害相談」は1件(0.3%)だった。

一時保護の件数は昨年度の354件とほぼ変わらないものの、一時保護所内では、養護・被虐待児の混在処遇が以前より課題になっていることに加え、令和4年度は被虐待児の割合が7.2ポイント上昇し、養護・被虐待児がほぼ同数となった。

・一時保護率とは、一時保護入所数／相談受付件数

【一時保護児童の退所先】

種類	施設入所	里親委託	他児相・ 他機関移送	家庭裁判 所送致	帰宅	その他	計	延日数	年度末 継続保護
養 護 (児童虐待)	7	19	1	0	126	8	161	2,725	6
養 護 (その他)	17	10	6	0	101	29	163	2,789	6
障 害	0	0	0	0	0	1	1	60	0
非 行	0	0	1	0	9	0	10	150	2
育 成	2	1	0	0	9	4	16	314	2
保健・その他	2	0	1	0	5	0	8	185	0
計	28	30	9	0	250	42	359	6,223	16
延日数	723	530	41	0	4,090	839	6,223		

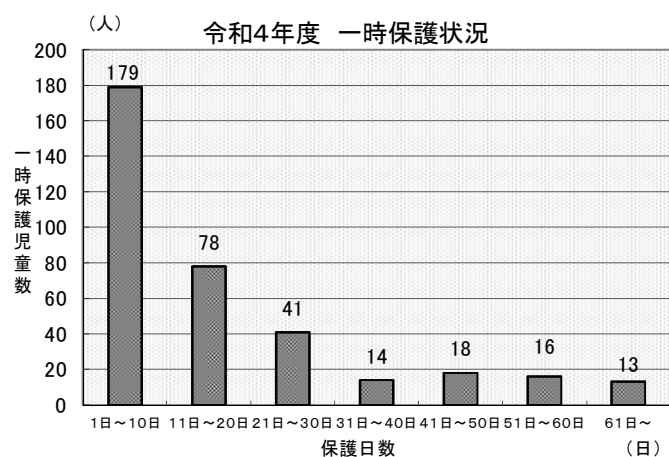


退所先については、「帰宅(家庭取引)」が250件(69.6%)で大半を占めている。

続いて「里親委託」が30件(8.4%)で、「施設入所」が28件(7.8%)となっている。

【一時保護状況(保護期間別)】

年度	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～40日	41日～50日	51日～60日	61日～	計
H30	161	81	43	30	27	11	24	377
%	42.7%	21.5%	11.4%	8.0%	7.2%	2.9%	6.4%	100.0%
R1	224	85	48	20	17	11	32	437
%	51.3%	19.5%	11.0%	4.6%	3.9%	2.5%	7.3%	100.0%
R2	233	80	32	16	17	7	15	400
%	58.3%	20.0%	8.0%	4.0%	4.3%	1.8%	3.8%	100.0%
R3	178	64	46	25	13	16	12	354
%	50.3%	18.1%	13.0%	7.1%	3.7%	4.5%	3.4%	100.0%
R4	179	78	41	14	18	16	13	359
%	49.9%	21.7%	11.4%	3.9%	5.0%	4.5%	3.6%	100.0%



一時保護期間を10日ごとに区切って、一時保護児童数をみると、1日～10日が179人と最も多く、全体の49.9%となっている。
一方、61日以上長期一時保護児童数は、13人(3.6%)となっている。

(5) 一時保護委託の状況

年度	区分	警察等	児童福祉施設	里親等	その他	計
H30	児童数	148	142	62	29	381
	延日数	148	3,573	868	534	5,123
R1	児童数	186	151	102	18	457
	延日数	186	5,173	2,302	430	8,091
R2	児童数	186	168	88	22	464
	延日数	186	4,562	1,500	1,554	7,802
R3	児童数	160	166	114	32	472
	延日数	160	4,054	3,072	1,883	9,169
R4	児童数	169	161	115	16	461
	延日数	181	6,032	2,598	1,109	9,920

一時保護が必要と認められる場合には、一時保護又は、警察署、児童福祉施設、里親等、医療機関、その他の適当な者に一時保護委託をすることができる。令和4年度一時保護委託児童数は昨年度より11人減少し、461人となっており、令和元年度～令和4年度は、ほぼ横ばいである。一時保護委託先は、児童福祉施設が最も多く、続いて、警察署、里親等となっている。

4 措置業務（施設入所・里親委託等）

児童福祉施設等又は里親等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、措置先と十分に連携を図る。また、措置中も、各施設や里親等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。

現在、国の方針として、家庭的養育の推進が掲げられ、里親等への委託が促されている。

（1）児童福祉施設等

ア 施設の状況

	施設数	措置児童数
乳 児 院	2	25
児 童 養 護 施 設	10	289
児童心理治療施設	3	5
児童自立支援施設	1	2
福祉型障害児入所施設	5	36
医療型障害児入所施設	3	12

※市外施設措置者を含む。

（令和4年度末現在）

イ 年代別の措置児童数

	年代別措置児童数			
	3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計
乳 児 院	23	2	0	25
児 童 養 護 施 設	2	43	244	289
児童心理治療施設	0	0	5	5
児童自立支援施設	0	0	2	2
福祉型障害児入所施設	0	1	35	36
医療型障害児入所施設	1	3	8	12

※市外施設措置者を含む。

（令和4年度末現在）

(2) 里親等

里親制度とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難になった児童を親に代わって家庭に迎え入れ養育する制度である。児童相談所は里親として認定された者を登録し、児童の養育を委託している。また、平成21年度より、5～6人の児童を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が創設された。

ア 里親の状況

年度	登録里親数（世帯）	児童委託里親数（世帯）	委託児童数
H30	90	34	55
R1	88	42	67
R2	96	44	68
R3	96	36	51
R4	115	38	57

（各年度末現在）

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

年度	事業所数	定員	措置児童数
H30	7	42	26
R1	10	60	35
R2	10	60	38
R3	9	54	39
R4	9	54	39

（各年度末現在）

ウ 年代別の委託児童数（里親・ファミリーホーム）

	年代別委託児童数				
	3歳未満	3歳以上就学前	学齢期以降	計	
里親委託された児童	3	12	42	57	
ファミリーホーム	養育里親	3	12	30	45
	専門里親	0	0	3	3
	親族里親	0	0	9	9
	養子縁組里親	0	0	0	0
ファミリーホーム	0	4	35	39	

（令和4年度末現在）